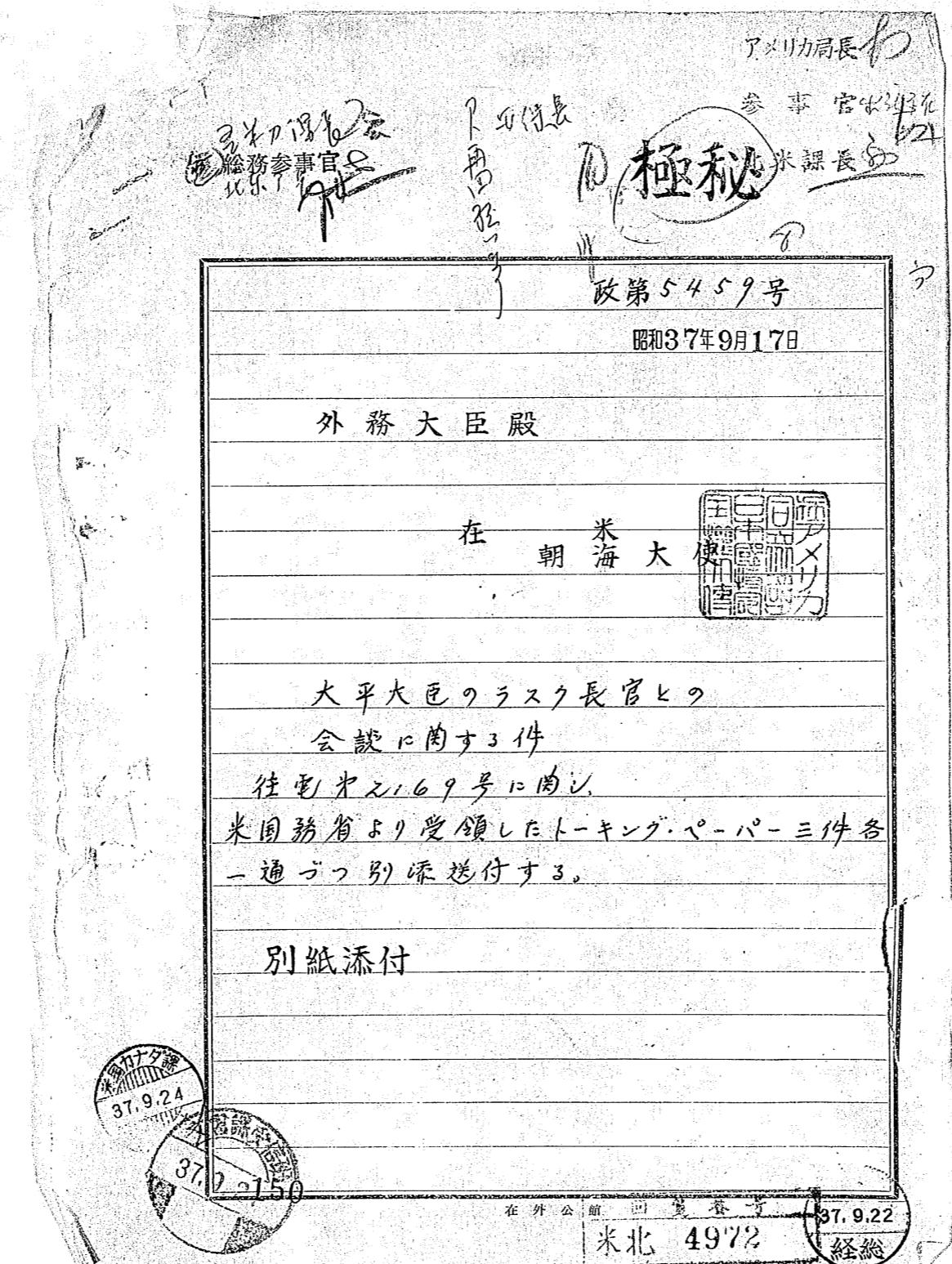


琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還） 4

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43775

大平外務大臣、ラスケン閣長官会談録



447 759

SEVENTEENTH GENERAL ASSEMBLY
New York, September 1962

REVISION OF THE U.S.-JAPAN TREATY

TALKING PAPER

We wish to reiterate our concern over the reported consideration by the Government of Japan of proposals for revision of the investment provisions of the 1953 Treaty of Friendship, Commerce and Navigation with a view to restricting the liberal principles that they now express. We think the following points should be considered:

- (a) United States Senate action would be required for revision of the treaty, and the unfavorable Congressional and public reaction to such proposals that would ensue would not be helpful to general relations between the two countries or to Japan's economic interests;
- (b) The adoption by Japan of restrictive provisions with respect to foreign investment would serve as an undesirable precedent for other countries where Japanese investment is important for both Japan and the other countries;
- (c) Foreign investment pursuant to the liberal principles of the treaty has made and should continue to make important contributions to Japan's economic development, and realization of this fact should indicate that fear of the effects of foreign investment are not justified;
- (d) The existing provisions of the treaty contain clauses permitting protective action in emergency situations;
- (e) The United States Government and the American business community are justifiably concerned at a proposal to cancel treaty rights at a time when American businesses should be able reasonably to expect greater opportunities for investment to result from Japan's exceptional economic growth;
- (f) The investment provisions of the treaty with Japan are common to treaties between the United States and many industrial states, and a modification of those provisions in a restrictive sense would be a retrograde step in world economic policy.

New York, September 24, 1962

OFFICIAL USE ONLY

447 759

CLAIMS UNDER THE ADMINISTRATIVE AGREEMENT

TALKING PAPER

One of the unresolved questions between our Governments in the military security field is the problem of the various claims that arose under the Administrative Agreement. These claims include telecommunications charges, claims for the use of movable property, and tort claims advanced by Japanese public corporations.

In an effort to resolve these questions before the Treaty of Mutual Cooperation and Security and the related Status of Forces Agreement were signed, the United States Government in December, 1959, proposed to the Japanese Government a comprehensive compromise solution for all these claims questions. It unfortunately proved impossible to dispose of the matter before the new security arrangements were signed.

The Secretary of State raised this question with the Japanese Foreign Minister (Mr. Kosaka) in June, 1961. In July, 1962 the representatives of United States Forces, Japan and the American Embassy at Tokyo responded informally. We welcome this indication of interest on the part of the Japanese Government in solving this long standing problem. We believe the informal exchange of views in Tokyo indicated that a basis exists for the prompt resolution of this problem and we hope the matter can be moved forward to an early solution satisfactory to both parties.

New York, September 24, 1962

887°7

SEVENTEENTH GENERAL ASSEMBLY

New York-September 1962

TRUST TERRITORY CLAIMS SETTLEMENT

TALKING PAPER

We wish to reiterate our concern that the Governments of the United States and Japan have, in spite of protracted discussions, not been able to reach some agreement on a means of settling the long-standing claims of the people of the Trust Territory of the Pacific Islands for losses of life and damage to property suffered during World War II.

We believe that the Government of Japan bears a moral responsibility to see to a just and satisfactory settlement of these claims. The Government of Japan, while serving mandatory power, undertook to fortify the islands in violation of the terms of the Mandate, and it was as a result of this fortification that the islands were subsequently heavily damaged.

The people of the islands have now waited 17 years for a settlement of their claims. During that period they have seen numerous other countries which have claims against the Japanese Government, as a result of World War II, receive satisfaction. Because of the close relationship that the people formerly enjoyed with Japan it is difficult for them to understand why their claims have gone unmet. In consequence, they have addressed a number of communications to The Trusteeship Council of the United Nations and to various Visiting Missions from the Council that have visited the territory, requesting that their claims be met without further delay. The Trusteeship Council, as a result, has taken an increasingly serious view of the failure of the United States and Japan to settle the claims.

As the present and former administering powers and as adherents to the Charter of the United Nations, it is incumbent upon the United States and Japan to advance this problem to a speedy resolution. To this end the United States has proposed that the Government of Japan enter into an agreement whereby the United States would, on behalf of the people of the Trust Territory, waive all claims against the Government of Japan, and Japan would, on its side, waive all claims of Japan against the territory. Then, in recognition of its former relationship with the people of the territory, the Government of Japan would make an *ex gratia* settlement which would be a token of its concern in the welfare of its former wards.

We hope that Foreign Minister Ohira will take the opportunity during his conversation with the Secretary of State to discuss the position of the Japanese Government in regard to this problem.

New York, September 24, 1962

CONFIDENTIAL

拉致

太平大臣・ラスフ長官会談録

(昭37.9.25)
米局 竹内

太平外務大臣は第17回国連総会出席
の機会に、9月24日(月) ラスフ口筋長官と
(書面交換の際半ば及ぶ書面を通じ)
午餐を执行し、約2時間半に亘り懇親會を行なった。

旨 次の通り会談した。

日時：昭和37年9月24日(月)

12:15～13:40 会談

13:40～14:40 午餐

場所：ニコニコ Drake Hotel

会談 第1005号室 (大臣スイート)

午餐 第1008号室

GA-6

外務省

同席者：米側 ハリマン口筋次官補、エーカー
駐東アジア局長

かか方 朝渕大使、竹内、島内
西参事官

在米大使館を通じ

13:50 東京にわか方エリック会談を非公式形で

トビコツヒヤウ別途の段題を提出

し、米側も之に同意していた。また、午後6時半

至済問題の5項目については東京にわか

方エリック・ヘーベー在米大使館を通じ

通じて提出し、米側よりは(1)南洋群島

信託統治地に関する請求権問題 (2)日米

通商条約改訂問題 (3)在日米軍との間の

GA-6 外務省

3

地位協定に基く請求权問題につき、トーキング・ペーパーの提示があつたが、后者より
米側提出のペーパーについては、会議のみ
にて米側より何等言及なく終った。

工書食前の会談

大臣より、ラスク長官多忙にてお詫び、未
訪問せらるる多とするべ述べ、ラスクは
日本でも就てお目にかかるのが、今回外務大臣
として米側に貴大臣お目にかかるのは
機会と答えた。

大臣下り、7月に外務大臣に就任したか、
外務省

GA-6

4

自己よりは日本関係を最も意識し之に
か友好関係接近を努力する心算である
から、友情を以て協力と忠告を得
まし、日本と米国との関係であつても
日本関係に関連するものが多くて、
これらについても同様に助力あります
と述べ、ラスクより、日本両国が直
接、間接に関係する問題は太平洋
大でなく、他の地域はおいても~~は~~、
両国は相互間の問題大でなく、
~~は~~（両国の共通の関心を有する
larger questions）^は、それを協力して行う
外務省

GA-6

ないと述べた。次いで大臣及び原は

次の諸問題について意見を交換した。

○①ベルリン問題

○②軍縮、核実験

○③日米經濟問題

○④日韓問題

○⑤沖縄問題

上掲諸問題に関する会談内容は、次記の通り

である。

次。

5

~~ベルリン問題~~

ベルリン問題

ラストより、今后各ヶ月の間にベルリン問題について緊張が増大することは必ずであることを通り述べた。

退支1年余となり、ソ連と交渉してまじかでまたベルリン問題を major crisis として認識する基礎を見出すに至った。

ついでソ連の主張するところは、西ベルリンを支えるべきであるが、かくして西ベルリンは崩壊するので、之は

6

西側の到底交渉し得ないところである。

ソ連に対しては、西側のベルリン駐兵は戦争の結果生じたものと基づいてあること

を指摘し、交換の実の退避が文書の *standing offer* であることを強調

してある。 ~~また~~ 最近の米ソ会談は、従来の偏りの傾向であり、現在会談は inactive stage である。

しかし、会談を経験してソ連と接觸を保ちあくつか寬容であると考えていいか?

筆者の衝突なしに本件を處理する手段

GA-6

外務省

7

これは、将来口述の場を利用して争うべきである。何れにしても、今冬ベルリン問題を繰り緊張が増大する恐れがある。

半側面では、本件につれてはソ連の *レスティ-4* 加倉吉郎氏の立場によると、
従事の立場によると、
この点を考慮した各項の提案を行ったか、いすゞモソ連の立場の

ところによれば、ソ連は遂に如何

か西側が容易にベルリンドより撤退する

方法があるか、ひとつ、候? オークス

GA-6

外務省

と述べて事態を。ソ連は要するに、西側

のベルリン撤退を主張していきます。会談

は何事の進展を予てす。韓国と韓国

213.

~~軍縮~~
核実験停止問題

決まります。今この重要な問題は

軍縮、核実験よりして次の通りです。

大臣より、ベルリン問題と関連して西側

ゆに意見の不一致は少々かかる所であります

一寸考えらね。

し、ラスカは次の通り述べた。

基本政策については完全に意見一致

します。但し、ハーリーとその他のNATO諸国全部

との間に、手続について意見の相違があるなど

は予想されます。ド・ゴールは即座にこの通り、

この障害

ソ連への活合を行なうことに賛成していぶり。

しかし、我々は、ベルリンが危険な問題で

ある点に、ソ連と接觸を保ち、major

crisisとして之を処理する方法を発

見する努力をするべきであると考えています。

しかし、ド・ゴールも最近この見ゆりを

示しており、失敗自らか十次改め、ド・ゴール

10

と会見して左隣。自分から、討伐協定
を交換する。成るを得られず、
3つの「下」の見透しが正確ではない。
と述べて、下は笑ひ乍ら、しかし
同時に、討伐協定を行はず、西側に非常
に不安感を醸成するのである。自分
の予言は実現しなかつたと述べた
ときがある。

フレンチヨーロッパ 最近 occasional visitors
に対して、ナチス、マクミラン、アントワネット等
は、凡て意見一致していいらしいが、アダナル

GA-6

外務省

11

第一大け同意しないに述べているが
之はフレンチヨーロッパ 危険存考の方で
ある (dangerous idea for K. to entertain)
事実は(之は反対)からである。

~~軍事~~ 軍事・核実験
~~紙~~

~~ラスク~~ 次の重要な段階
軍事・核実験ぶりで次の通り述べた。
本年春、
2月3月、4月、5月、半蔵門口はソ連と計
レ、ソ連が訓練拒否し終了したと考えた
核実験停止TBT宣言を提案した。之は
ソ連が50回以上の実験を終了した半蔵門口

GA-6

外務省

12

加 実験を再開する旨、好機を捉えて行
つたものであつてか、ソ連の拒否するところ
で、ソ連は查察をもつて、スパイ行
為であるとしているが、1年とソ連領土
の2千分の一の地域を查察することは加
スパイであるとは曲言である。更に
先般江平がおつて、全面停止を一部
的の停止の両案を提示してか、ソ連
はその両案とも拒否した。
我々は最もドミネイション空中
大気圏外及び水中の実験を禁・查察

GA-6

外務省

13

左して停止する用意がある。ついで日本に
しても、ソ連が部分的停止を受諾す
る場合、ソ連はこれを期待する。
地下実験については、之が軍事的意義
を有するものであり、又完全に掌握し得
ない限り、モラトリーム事には達成できず。
核実験については、ソ連は蘇聯は中
共から制約を受けていたのかを知らなかった。
(It may be that the Soviet Union is
inhibited by Peking.)

GA-6

外務省

14

先般人民日報は、中共は如何して核実験

停止協定を交わす実験を行って述べ

たことあり。中共が、ソ連が本件につき

前途不明と阻止していゝのがもとより少く、
中共が)

大臣あり。ソ連は地下実験は既て禁
技術的より

知出事例を張りこなすか。之は草書口

室入りやと伝えておみなし、ラスクは

次の通り述べた。

我々はソ連に対し、米ソ両国の科学者

として両国の機械を取扱い、取扱いせし

GA-6 外務省

15

めでたる提意に従つて連絡の交換などは

じ度々往かれた。得手の折合可能化が

出来たことは否宣言していかれ、次回行不可能

終了) 地下実験につき
と思ふ。現状とあつて査察なしの協定

を指へば、それは uneven agreement と

ソ連は
F3. 著し自由世界のことは、ソ連は

通常の手段で 98% を知り得る。残り

約 2% については、ソ連は秘密の手段

で情報を入手していゝ。即反し、ソ連の

これは仲々判らぬ。 1958 年半口から

ソ連は
太平洋で核実験をやつたが、そのリスト

GA-6 外務省

ミジニーカ、今後、~~は~~ 日付入

れて生じて事なきある。又どうか、その

12月

~~中身~~ 1月 不足に終つるものか一つ

入つてから、之は機械では到底察知

出来つかつた筈であり。ソ連か human

instrument で情報を入手して何より

お役立つである。

ソ連は~~監視~~の制はんつへ national

system を主張してゐるが、その想ひは、米国

が外口に現に有つてゐる~~監視~~コントロール

~~ホスト~~ ~~ステム~~ と、~~モニタ~~せしめんとするにあら。

我々も、米国の外口にあるコントロール

~~ホスト~~ ~~ステム~~ 永久に保持出来ることは不可

2月の間 international system はあり

コントロールす3つては故に2月 ^(Vella) ~~Hella~~

計画の結果、コントロール、ホスト及び

查察の回数を減らすことは可能であ

るが、ソ連が之を認めてしまうと

どうのくは交渉にならぬ。

○× 日米經濟問題

大臣より、日本側の經濟問題はつづけ

通商技術協力委員会トーキング: 10-10-1

18

差上げておつかれ、これらの問題について

は日本内にねめて張り廻心があるのです。

詳細は12月の開墾委員会、又は外交文庫

を通じてお聞き下さい。

陸長官よりユメトアシハ"同"を、

ふくこの機会に緊急を要するもの

12 = 申し上げる。その一つは海

軍問題で、在
の文書提出問題

及び独立禁止法違反の疑いに基づく

Grand juryによる審査の問題であ

事件につけては
~~日本も~~是非お聞き是非とも好意的

外務省

GA-6

19

御慮ありま。この = は 海外援助大法集

に対するケンバレン下院議員の修正であるが

之が成立する時は、五日後即ち半年後達

日本
の減税ぶりと内に深刻な社会労働問題

を覺えますので、かう予想を軽減する

特甚處ありま。旨を察して、また

(本件の開) 朝鮮大使カリ本件を完結報第1848号

と譲り、イーカーに伝え半政府の考慮

を促します。

特甚處ありま。之を察して、15ラスカは、イーカーに 15の

状況如何を傳し、イーカーは grand

外務省

GA-6

20

jury 加近、将来 アクションを採る二つ目

3つ目で、司法省及び日本大使館が調査

に力を協力する二つ目と二つ目の旨を説明

大臣より、在米大使館にて本件を実行

フロー、アコムさせながら、本日の申立て完了

の考慮、上記をありとて修正要望し

ラスクより注意深くフローすべしと述べ

へ、また三中の文書規定内題につき、

口語者は二つ目、半口の会話(wit)

の外口に付する limitation は文部省通知

して、まとめてある。

GA-6

外務省

21

次にラスクより通商拡大法について次の通り述べる。

通商拡大法の審議に当たる議会の態勢

についてはエンカレッジで述べている。政府の

手がありまだ山川ひいては個人でかかってある。

ペリル、ホーリー委員会は2票の差下さぬか

でいい。通商拡大法により EEC が開設

を31下げ。一般に貿易が伸長する場合

が生じる。特徴の商品につけては、日

半間に調整を要するとかあるが、一

般的にいへば、貿易の伸長すへく日本

外務省

GA-6

22

ほんに積極的に参加できます。

米国は 海外援助、海外開拓^手に当つ

この流出問題によつて大きさ、割り合ひ

受けている。米国では 年間約40

億ドルの輸出超過がけには、海外援助^手

を行い、海外の基礎を維持し得ない。

今後1~2年の間に、この流出問題

は manageable size にさざえようか

中小店の 流出防止をやめ

ます。

確かに下院は、深遠の會議で

外務省

GA-6

23

ケンバレン修正案を追加したか この委員会の

えい考えられるべき

勝手

修正は最後の瞬間に 追加されても

あります。室は上院に付して、この委員会の

事項は 行政院に委せらるべきであると意見

されています。本政府については

本院の 压力を拘うす” 日本もまた

ハイ・アメリカ政策、对外措置を生じた

大掛かり努力していき。我々は日本と

つこの委員会の收入が充實しないと承知

していき。日本側の貿易のアレハンドス

ヒツモト えひ認識しておなじみである。

外務省

GA-6

24

明日 上院の憲政委員会があつて、更に

力なし次第。

日本軍の在外基地の駐留費並いに

その海外調達はドル流出の大半

原因の一つである。この点に問題し

ドイツ、イタリー、その他の NATO諸国とす

ることは、半島における軍事物資の調達

を要請したが、好意的の回答を得て
反応。

なる。

外務省

GA-6

25

○ 日韓問題

大臣より、この邦日韓問題につき追問

について次の通り述べる。

日韓問題は両国の国民感情があり、仲

々厄介な問題である。日本における韓流

視者は、一番嫌い、口は少く、その次

に嫌い、口は韓日と云ふり、他方韓日

でも同じ程度感情が日本にはない。

また、在韓日本人をか、歴史上その

例を見ない vesting order で韓日へ31

渡さないでいるので、国民の向こう

外務省

GA-6

26

以上 韓曰 人云やう 二父廢け

3-12 1丁、3-13 1丁の感情である。しかし、

最近漸く両口の間に氣運が起り、

從事。亥海之里。今用汗車歸口七些心。

アーティスト日本傑作大賞高評価アーティスト是枝監督

経の正音化を期して「アコニト」漸く文

漢文の「不思議」を日本語で説明する

。矢張子は同様にかたまりの方式

乙未 日本銀行主理 醍醐は清志叔也

明 延 朝 之 力 未 3

主張せず”、日本から韓国への独立の

GA

外叢書

7

提言せよ云々、韓國は考へて貰工」と云

3=22[アリ] 方式については恐らく他の存在

形で「解説文」として、請求書に記入

至三月二日，上海董乃心洁的地址。函委各

△ 圖 1 演示了在 \mathcal{S} 中的 \mathcal{P} 的一個問題

ちよおひても復讐に至る。 内容的

山本 一郎 著 『胸についた日記』

三上山 一九八〇年十一月二十日 摄于三清山

Digitized by srujanika@gmail.com

今行は 緊張 が どの 位に 減る

院の事務室に、上半身の老廬、一世。

行政学

28

左の長がある。日本は韓国に多額の金額で
 支払うべきだ。之が韓国に何を
 言うべきか。米国は韓国が何を
 説いていたのである。米国は信
 譲する決であるが、戦後米国が日本に支
 払うべきことについて述べて
 日本の復興の経済をしめた如く、韓国
 は日本の韓国版を作り、米国の援助
 で日本の金も有效に使用される様
 にすべき。口元に対する説明もそ
 れ丈容易である。それについては色々
 事はあるが、米国は韓国に多額の金

GA-6

外務省

29

日本に行つてみた。同様の開心があると
 思ふ。(米国は韓国、今後の再建につき
 如何なる考え方を持つておられるか伺
 た。
 之に付し、ラストエリ 次の通り述べた。
 米国は日韓開港の調整に多大の意
 慮性を置つた。日本は韓国に大主に
 貢献をなしえたと思うし、また韓国は日本
 にとって asset であると思う。多くを貢
 献した所以解決の見透しからみると開
 心がある。中心は non-repayable money

外務省

30

の額である。両口の差額の差は大き
かつたが、日本側も額を若干引き上げるつもり

見直しは明るいと思ふ。自己口韓口から報
酬を上げて下さるか3億ドルまたは4億

扶不思議と思ふ。現在の韓口は過支に
あつたが、賢明に資本を使用し得る

情況があつたが、^{米口}それが何か
生まつたが、口韓機関が何か生まつたが、自

本は何か生まつたかを考えるべきと思ふ。

唯、見直資本については、技術的問題を
含んであるので検討して貰おう。

GA-6

外務省

31

~~新章~~
イーガーより、韓口側では紐かつて手厚
もうは口内干渉へ受取るかも知れぬ
と述べ、ラスクカリ貴大臣の心配とは
共鳴するところがある。韓口は米口の年
付記して
を賛成に使わなかつたと述べ、大臣より
日本としては、支那の保護につき米
口には言えなか、韓口には言えども建立
場あると説明、ラスクはその点は
fair point to raise である。米口と
は米口の年のみふさわ
して日本の方に賢明に使用下さい
ニヒト身心を持つてあり。この事日本

GA-6

外務省

32

共通圓心まであと少し。

大臣エリ、自らは萬が物、角ライヤー
笑ひ下さ

大使にまし。自らは会話、主役であるか?

貴族も同様な役割であると言つて

と述べる。

^便
ラスカエリ、ケネディ大統より 日韓圆は

調整のための日本政府の努力を多にする

旨 総理に伝えらるるとの依頼があ

と述べ、次いで
つた 見送資本につきは 戦後の日本

の場合は食糧等の消費物資であつた

る。見送資本を確立して得たが、韓日

外務省

GA-6

33

の場合は 損物資源で 資本財を購入す

る意向であるので若干疑問がある。し

かし、本件につけて 事情当局間で協

議する用意がある。若し、日本両の

(相互に補完す)

資料を組合せ方法があつて、考へ

見ておこう。韓日の政権は腐敗

を無くするのに非常に同心を持つた。

と述べる。

大臣より、見送資本の事は一事

あり、日本の支那、事件では云々と

述べ、ラスカエリ、と申はる所解して

外務省

GA-6

34

この事は興味あるアイデアである。

されば、

~~沖縄問題~~

大臣より、今月¹⁹イスラス法改正事及び

来年予算の米軍会のにおける審議。

にて痛く失望した。口頭者でも努力

12月上旬と見えた。11月には沖縄

~~主事件~~

が遅延があり、日本国内でも大きさ。

政治問題であるが、長度が決議

これまで善処士山として廻り得る

と正へん。

外務省

GA-6

35

ラスクより池田・ケネディー会談に甚き。

イスラス法修正に反対²²表明の廢物限²²は

獲得せんといが失敗したので遺憾²²があり。

(一部の上院議員が毎々検討している意向もあり)

今后1~2年間は年間ベースで行かざる

立場²²、官上下院は予算²²の下年

が、レベルに抑えられるのも遺憾²²。

あつた。行政方に拘する限り、大いに悦び

本件について前進する²²を希望してある。

官は去る21日も上院の才生委員会へ

本件の亮寧性を強調してこうである。

来年予算²²については沖縄の予算²²。

外務省

GA-6

民選先の向上的進歩沿つて各院、事の

出来の太字吹き出しおと獲得と努力の

こまへる。

大臣より、キャラクター高事半功倍か参考の

5年計画は口説者で角田工山ともいふ

やくほほのうけし。ラストは勿論口説者

で角田ともいふ。来年の計画

ついで資料を提出して使ひこなす。相当

指紋、言及上手く、準備しておこう。このため

口説、口説兩者を加筆充てん力

いふ。何からしても、本年は沖縄に

聞し、口説を教育する效果はあつたと思

うと述べる。

II 書食時の連絡

午後1時40分より別室にて書食となつた
2時40分迄。

か、書食時のにおける交渉問題次の通り

1. ラスクより大臣の口座における一般情況において outer space の平和利用を強調せられて多くある。現在は outer space を軍事目的に利用する可能性は少く、蓋し、軍事的見地からは地上からミサイルを発射する方より正確であるからである。しかし、こういふことは宇宙空間の平和利用につき協定と結んでおくことから必ずしてあるが、孝之三十四年。
2. ラスクより今朝イントネア外相と会談したが、西側陣営の解体により、イントネア外相は平靜を取るに力を盡す。特に日本とメニエーして、日本との良好な関係を進めたいとする旨述べた。
3. (左欄に注記) キューバの情勢には二つの

外務省

事態の發展がある可能性もあり、その併れも好ましいものと思ふ。一つは共産党からストローマンのヒゲーリー化(ハーレムス)と政治から退出することである。この場合には共産党はカストロの有する一種の人気を失う。今一つはカストロが共産主義者を退出することである。その場合の利害は自明である。キューバは經濟的に極めて困難な状況である。キューバのソ連との貿易はキューバの輸出超過をなつてゐる。蓋し、ソ連のキューバに対する援助は主として軍需品であり、又ソ連はキューバとケニアとを結ぶなどして、その引出しつゝは一度に31隻を出すことを許す。少しつゝ利用することができる状況である。(笑)

半島が自由港の船がキューバへの物資輸送にあらためて希望するのも、この状況を考慮してのことである。

米州はナクスの勢力に若干侵入がある以外、外部の勢力に侵入するには至らない。キューバの事態につけて米州のみが立派である。米州諸島が非常に危惧の念を抱いてゐる。現在のこと、キューバが外部に侵攻する可能性は少ないと見る。

外務省

キーパー人の間には、米口は、カストロが「マントナモの

半島基地を攻撃に備へて好都合であるかと見つけて
いるのが少しありと見え伺う。
ラスクリー、生田 美代子 氏口は、キーパー半島の代りに
他のソースから石油を購入していくが、そのためカス
トロの健在を願う自由陣営の口もあると述べる。

4. 大臣より、米口が EEC の接近するもあつては
日本との利益についてえらばずありといふ述べ
(笑) 日本と手を握つて日本に利益を
もつと述べ、ヨーロッパにし、ラスクリーは日本との利益
もつともえり配慮すると述べる。

(笑)

5. 大臣より、本日は車両貿易につき語かぶかつ
たことは結構ありますと述べておられました。
ラスクリー、日本のソ連との貿易は何の位で、リ
ヤと信じ。大臣より、輸入額 46 億ドルの
輸出 13 億ドル位である。当日起ては
木材、石油、石炭等があると述べる。
ラスクリー、米口のソ連との貿易は往復
年間 6 千万ドル位である。しかも、之が全り
通じうる可能性は大い。米口がソ連から
買つてはマントロ、タンガステンは他にソースを
求められ、他方、ソ連から米口から購入するもの
は、サンゴルの輸入である。自らはソ連

外務省

4
の貿入希望物質、リストを見ると化粧品
は 75 セント、或は ~~五~~ 化粧品 1 ケース、~~五~~ 台
機械 1 台に云う所く、サンゴル輸入であ
つる。ソ連はこのサンゴルを分析し、自口
で之をセメント生産するのに日々のチキ
である。

ハリスキーは書くと、自分と並んでオメソ
両国間の貿易を促進して相互理解を達せ
しておられます。(ホーリー、自らはその門
ソ連は年々 45 億ドル以上の貿易とヨーロッパ
諸国に行つてかかる。両者間に相互理解が
進んでいたと思われますと指摘したニセ
ある。(笑) と述べて笑つた。

ハリスキーは、一般的の日本の言方と使節団は
大きな差違を行つて聞いていたが、之が
必ずしも大臣より伝授されたものではな
い。日本貿易の伸長には自己限界があり、
日本の貿易全体の伸長率は大臣以上より
多くは子供と述べる。

6. ラスクリー、ユートル内務長官はアスカの
意見で日本との經濟的協力行を強化す
ること考へてゐると言つておられた。

外務省

337上り) (西暦の欄) 5
アラスカガリツヒトツモチ星(テキサスハル口
の州の中で) = 番日本大さきに車両(五)テ
サスは太いロード(二)三尺五"か"之にえましてPテ
スカツリは、その左うはアラスカミニツのツリを
割つて欠セヨ。其の場合はテキサスは3番
白い車とやり直して(二)とのう舌を
行つる。

7. 337上り。先日日本の漁船(?)衝突して之を
沈没させた潜水艇についてその後の
情報はあつたと販したが、大臣よりその
情報は接してないか、ソ連の救助かね

外務省

めて迅速であつたニセから、その口實にて
自ら日向かと思ふふと述べる。

8. 朝鮮大使より 戦後米日のミサソ観念は
甘く、1947~8年頃迄、米ソ開催は観察
があつた。ソ連が日本にあり、一例で挙
げれば、中央連絡の自ら、同僚を一高
吉が、終連内の2名の共産議員を逮捕、
せんじて、GHQの一中尉から自ら
の同僚を射し、その捕了、非民主的措置を
いつか、お前こそ貪財だといつておどし
かある、と述べる。

之に對し、ラスクは米日は戦争直後から
ソ連に対する不信を抱いていたが、只今のお
話は意味深い。当時の米日は、
militarism と之に反対する努力をハラマニ
テスニスカモロシルムと述べる。

ハラマニより、自分が駐ソ大使の「是、終
戦當時ソ連は北朝鮮を攻撃してい
申立てたが、自分は即座に、本日の命令を
仰ぐ」と云ふ、之を却けた。(是下さ)
本日の命令を仰いだら、ソ連の要求に応
ぜよとの議論か、米政府内で決まりと

- 7
7. 7月清川にかってもあつた。
- ミゲルもニセモアリ。自らが帰化の立
め車庫を通過せよ。マカーサーをまし
共産主義の何たるかを説日用じよかへマカー
サーか之を理解するのに大いに時間か
かかったと述べていて。
- 当方より、
9. 水船内閣と同連し、韓太空侵犯
のU-2事件につき、米ロはソ連の領空
を侵犯したのはいいと何故主張したか
つらかと笑ひ下さり、後ろに立つての返答し
ラスカエリは内閣は2つの議論を行つたか
或は→議論を交えたか丈でありますと
笑ひ下さり答えて、一つ
- 8
10. ラスカエリ口述の呈堂が担当つき先駆の口
摩弓は裁判官の勧告的意見に従い、会合
の決議を行つた際、日本の支援を得てゐる事
で、大臣よりその件は玄蕃と一般演説で
おいておかずの立場を明かにしておいた所
リ、勧告的意見を尊重すべきと思つてお
られた。
11. ラスカエリ大臣は形代間も下さるが
外相と云うのは南洋は山本の外相の
trade unionに加入してゐることを歓迎
する所である。(意向が引け大いに)
- 木(2)
(午後2:40分)書食
会議終了式
散会し
- 外務省

公信案 (分類)		タイプ指示	発信用	執務用	計
主 信		1	1	2	
付	付属校査渡洋の件				
属					

発送日 昭和37年10月11日
発 信 一
タイプ 付属校査渡洋

文書課長 極秘 密文

公信案 (分類)

公信番号 東北 第 1107 号 公信日付 昭和37年10月11日

大臣	主管	起案 昭和37年10月9日
政務次官	アメリカ局長	
事務次官	参事官	
外務審議官		
官房長	主任 北米課長	起案者 電話番号 443

受信者 杜米 朝海大使 発信者 大平太郎

写送付先 (希望発送日)
月 日

件名 下官ラスク会談録送付の件

さる9月24日ニューヨークにおいて行なわれた本大臣とラスク國務長官の会談に関する会談録 / 部別添付する。

付属物添付

GA-2 11 28 外務省 5235

付属物添付

極秘

寫

外務省

在米大使殿

外務大臣

大臣ラスク会談録送付の件

さる9月24日ニューヨークにおいて行なわれた本大臣とラスク國務長官の会談に関する会談録 / 部別添付する。

付属物添付